

## 沖縄県こども計画（仮称）について

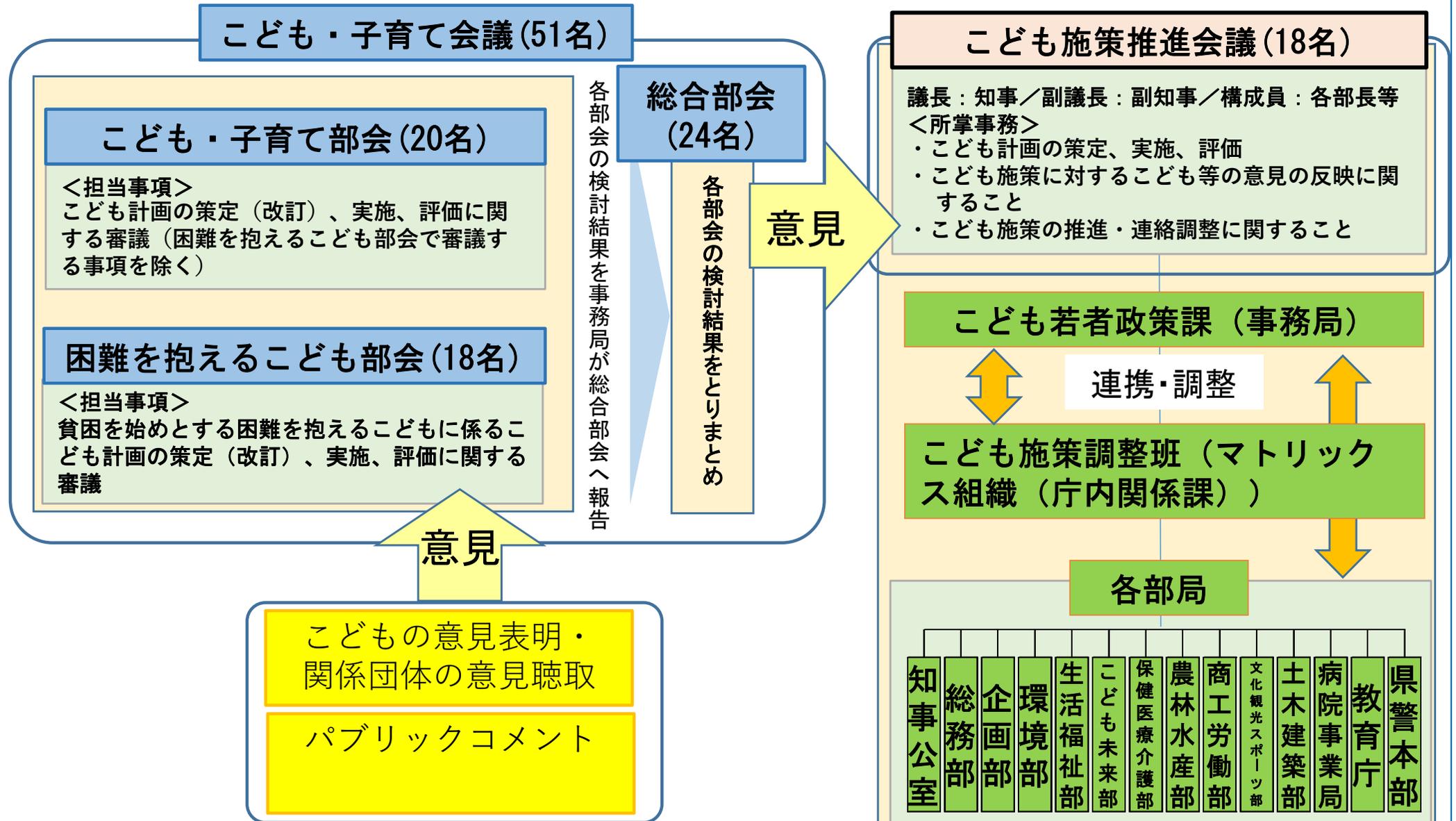
1. 沖縄県こども計画（仮称）策定の体制について . . . . . P 1
2. 沖縄県こども計画（仮称）策定スケジュール . . . . . P 2
3. 沖縄県こども計画（仮称）の作業イメージについて . . . . . P 3
4. 沖縄県こども計画（仮称）の庁内における作業状況 . . . . . P 4
5. 沖縄県こども計画（仮称）の概要 . . . . . P 5
6. 沖縄県こども計画（仮称）の主な施策 . . . . . P 9
7. こども・若者の社会参画・意見表明の取組概要 . . . . . P10
8. 沖縄県こども計画（仮称）の名称 . . . . . P11

令和 6 年11月

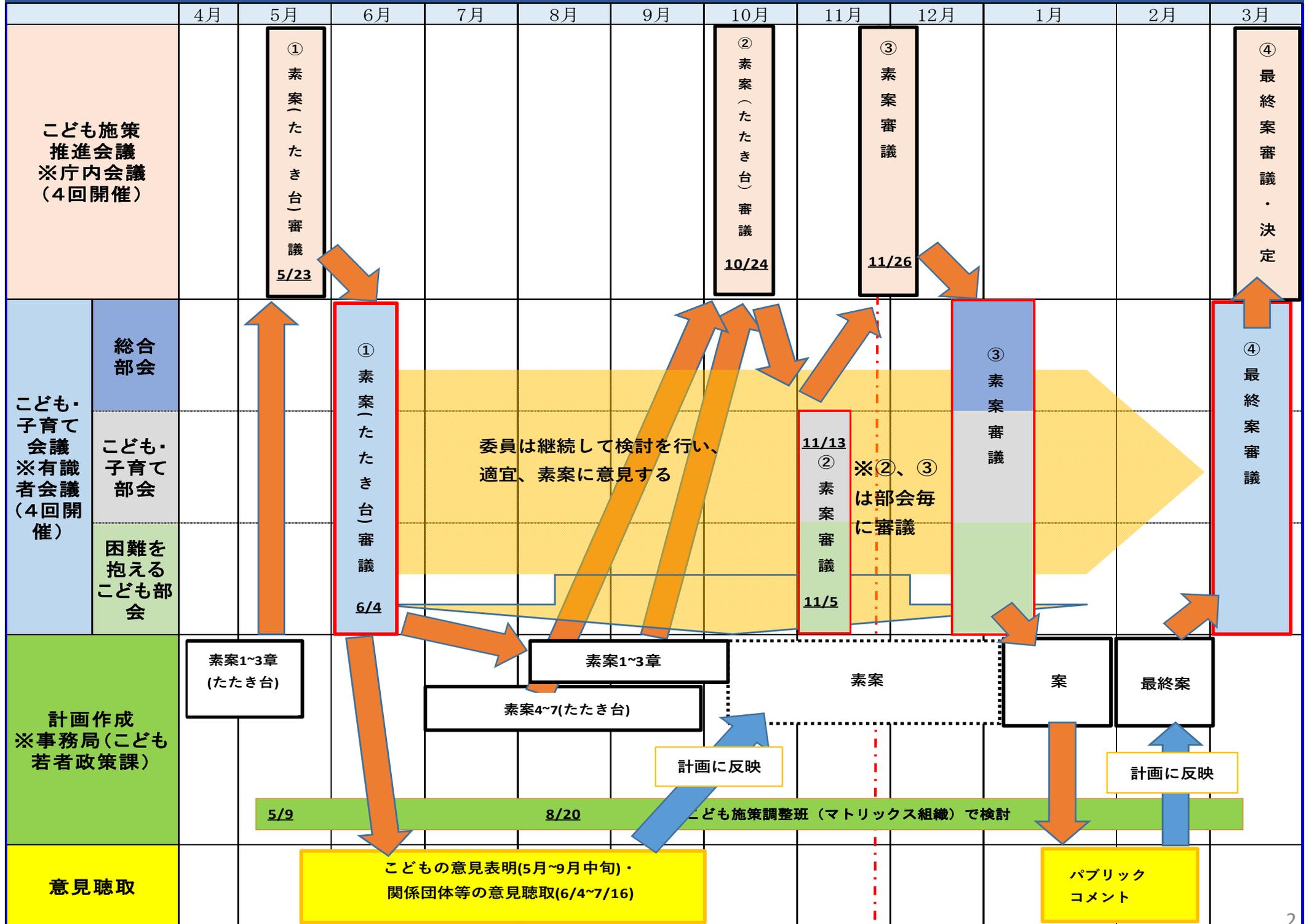
こども未来部こども若者政策課

# 沖縄県子ども計画(仮称)策定の体制について

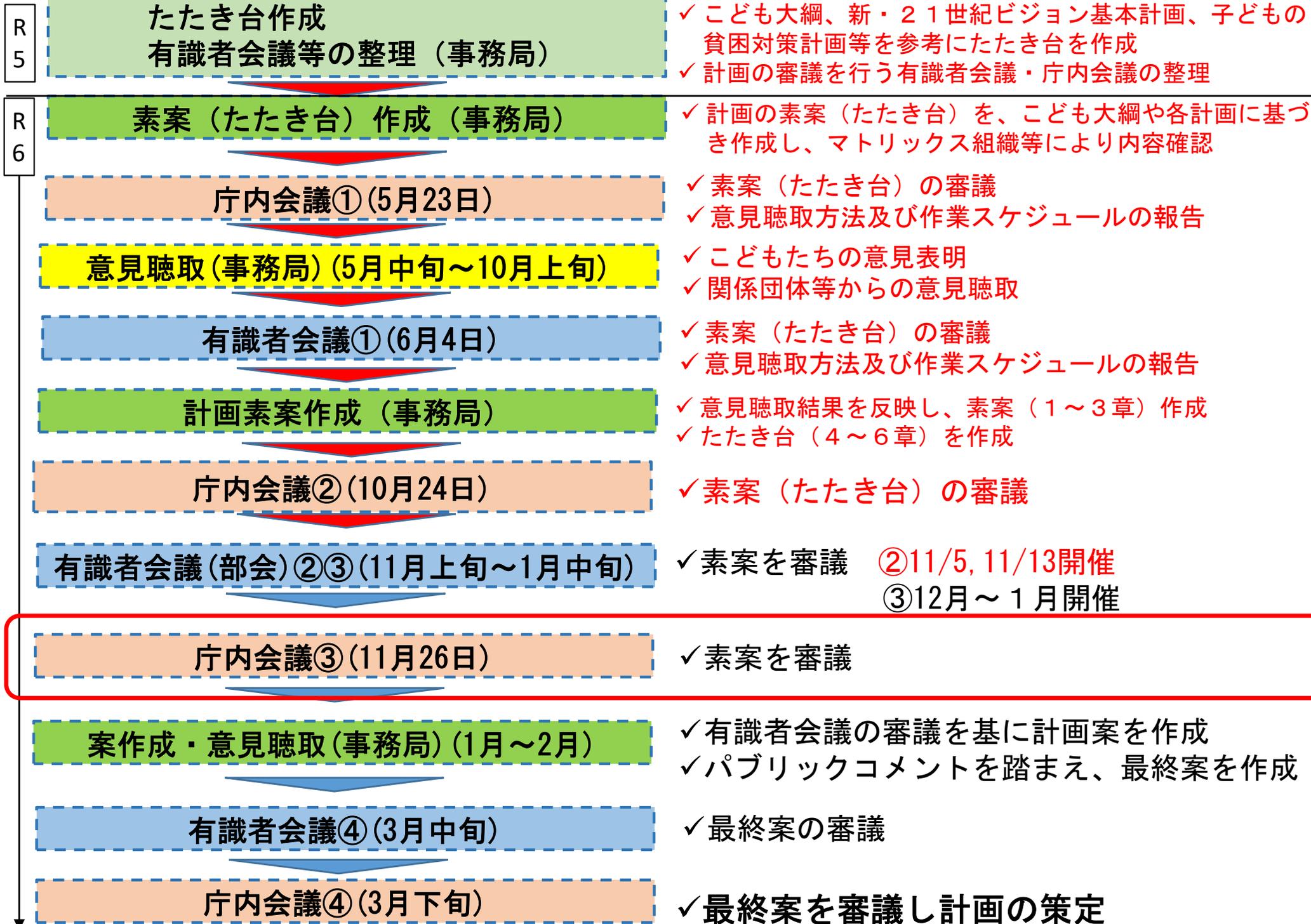
- 庁内会議の子ども施策推進会議を設置 (R5. 12)
- 外部有識者会議の子ども・子育て会議を設置 (R6. 4)
- マトリックス組織の子ども施策調整班を設置 (R5. 4)
- 子ども等からの意見表明及びパブリックコメントにより意見を集約



# 沖縄県子ども計画(仮称)策定スケジュール



# 沖縄県子ども計画(仮称)の作業イメージについて



# 沖縄県子ども計画(仮称)の庁内における作業状況

日程	作業内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 5月上旬～5月中旬</li> <li>➤ 5月下旬</li> <li>➤ 5月20日</li> <li>➤ <b>5月23日</b></li> <li>➤ 6月上旬～7月上旬</li> <li>➤ 7月下旬～8月中旬</li> <li>➤ 10月上旬～10月中旬</li> </ul>	<p>素案たたき台（事務局案）を庁内あてに照会</p> <p>こども施策調整班（マトリックス組織）会議①を開催（骨子、素案たたき台）</p> <p>こども施策推進会議幹事会①で骨子案、素案たたき台の審議</p> <p><b>こども施策推進会議①で骨子案、素案たたき台の審議</b></p> <p>こども・子育て会議委員、関係団体、市町村あてに意見照会</p> <p>こども・子育て会議委員等からの意見に対する各部局対応方針の作成依頼</p> <p>こども・子育て会議委員等からの意見反映版について庁内に確認依頼</p>	1 ～ 3 章
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 8月中旬～9月中旬</li> <li>➤ 8月中旬</li> </ul>	<p>素案たたき台（事務局案）を庁内あてに照会</p> <p>こども施策調整班（マトリックス組織）会議②を開催</p>	4 ～ 6 章
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>10月24日</b></li> <li>➤ 10月下旬～11月下旬</li> <li>➤ 11月中旬～11月下旬</li> <li>➤ 11月22日</li> <li>➤ <b>11月26日（本日）</b></li> </ul>	<p><b>こども施策推進会議②で素案たたき台審議</b></p> <p>こども・子育て会議委員、関係団体、市町村あてに意見照会</p> <p>こども・子育て会議委員等からの意見に対する各部局対応方針の作成依頼</p> <p>こども施策推進会議幹事会②で素案審議</p> <p><b>こども施策推進会議③で素案審議</b></p>	1 ～ 6 章

## 趣旨(第1章)

- 国において子ども施策の基本理念や基本事項等を定めた「子ども基本法」が施行(R5.4)
- 国において子ども基本法に基づき、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「子ども大綱」を策定(R5.12)
- 都道府県は、子ども大綱を勘案し、子ども計画を定めることが努力義務
- こうした経緯を踏まえ、沖縄県では「沖縄県子どもの貧困対策計画」及び「黄金っ子応援プラン」の既存計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合し、幅広い子ども施策を一体的にとりまとめた「沖縄県子ども計画(仮称)」を令和7年3月に策定予定

## 基本理念(第1章)

**社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さない子どもまんなか社会」の実現**

～「沖縄の目指す社会」～

- I すべての子どもたちが権利の主体として尊重され、子どもの最善の利益が優先されるとともに、子どもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参加する機会が確保される「子どもまんなか社会」
- II すべての子どもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らしている地域など、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって健やかに成長していける「誰一人取り残さない優しい社会」
- III すべての子どもたちが、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会
- IV 子どもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを産み育てることができ、仕事と家庭の両立と所得向上が実現できる社会

## 基本方針(第1章)

- 1 子どもの人権尊重 / 2 子どもの意見表明・社会参画
- 3 ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 4 環境に左右されることのない支援
- 5 子どもを取り巻く環境整備
- 6 子どもをまんなかとしたネットワークの構築

## 子ども施策に関する重要施策(第3章)

子ども・若者の視点に立ってわかりやすく示すため、ライフステージ別に提示。**沖縄県の最重要課題である子どもの貧困対策を特出し。**

- 1 ライフステージを通じた重要施策
- 2 ライフステージ別の重要施策
  - (1) 子どもの誕生前から幼児期まで
  - (2) 学童期・思春期
  - (3) 青年期
- 3 子育て当事者への支援に関する重要施策
- 4 **最重要課題の解消に向けた施策(子どもの貧困対策)**

## 子ども・子育て支援事業支援計画(黄金っ子応援プラン)(第4章)

質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る施策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の支援等を行う。

## 計画の位置付け(第1章)

- 子ども基本法に基づく「都道府県子ども計画」
- 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画**

## 子ども施策を推進するために必要な事項(第5章)

- 1 子ども若者の社会参画・意見表明  
(子ども・若者の意見の施策への反映、子ども・若者の各種審議会等への登用等)
- 2 子ども施策の共通の基盤となる取組  
(子ども施策に関する調査、子ども・若者等に関わる人材の確保・育成等、地域における支援体制の構築等)
- 3 施策の推進体制  
(子ども施策調整班(マトリックス組織)、国・市町村等との連携、子どもの貧困対策推進基金、子ども施策推進会議及び子ども・子育て会議による施策の分析・評価等)

## 指標(第6章)

- 1 「子どもまんなか社会」の実現に向けた指標(「子どもまんなか社会の実現に向かっていく」と思う人の割合など)
- 2 子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標(困窮世帯の割合、子どもの権利条約の認知度など)

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 2 基本理念 3 基本方針 4 計画の位置づけ 5 計画の期間 6 計画の対象

## 第2章 こどもを取り巻く現状と課題

- 1 人口の現状 2 子育て環境の現状と課題 3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題  
4 こども・若者を取り巻く現状と課題

## 第3章 こども施策に関する重要施策

- 1 ライフステージを通じた重要施策  
2 ライフステージ別の重要施策 (1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) 青年期  
3 子育て当事者への支援に関する重要施策 4 最重要課題の解消に向けた施策 (こどもの貧困対策)

## 第4章 子ども・子育て支援事業支援計画(黄金っ子応援プラン)

県設定区域の設定、各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等

## 第5章 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映 2 こども施策の共通の基盤となる取組 3 施策の推進体制等

## 第6章 こども計画に関する指標

- 1 こども計画に関する指標及び目標値

## 第7章 個別施策集

※第3章～第6章の各施策・指標を各計画等に紐付けて整理し可視化する

施策	こどもの貧困解消に向けた対策計画	少子化対策	子ども・若者育成支援計画	子ども・子育て支援事業支援計画
△△対策	○	○	—	○

## こどもの貧困対策に係る今後の施策について

### <課題と展開方向>

- これまで、乳幼児期からこどもや家庭とつながる仕組みづくりや、こどもの居場所の設置、各種相談支援員の配置など、相談体制や必要な支援に繋げる機能の拡充が進んできたものの、相談や支援につながっていないこどもを取り残すことのないよう、引き続き、つながる仕組みやライフステージに応じた支援の拡充に取り組む必要がある。
- 貧困の連鎖を断ち、こどもの自立へとつなげるため、学習面での支援や、経済的な支援を含む進学のための支援などに加え、学習以外の体験や交流などの格差を是正する必要がある。
- 支援体制が薄く、つながりにくかった義務教育終了後の若年者について、悩みや不安を抱えていても自らが望む選択ができるよう、一人ひとりの状況に応じて就学・就労等の自立につながる支援に取り組む必要がある。
- これまでの窓口等での相談体制や、拠点での支援体制のみではつながりにくいこどもや家庭が、必要な支援へとつながるよう、アウトリーチ型の支援など、家庭の状況に応じた支援の仕組みづくりに取り組む必要がある。
- 社会資源の偏在が見られることから、住んでいる地域によって、受けることができる支援や学習、体験に格差が生じないよう社会資源の整備に取り組む必要がある。

### <今後の施策の柱> ⇒こども計画(仮称)第3章へ反映

#### ライフステージに応じた施策の充実強化

- 親の妊娠・出産期からこどものライフステージに即した切れ目のない支援を行うため、こどもや家庭への関わりを通して適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築
- 各ライフステージに応じた生活・教育・経済的支援をより効果的に実施

#### 貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援

- こどもたちの自立に向けた支援を強化し、貧困の連鎖を断つための支援
  - 学習・進学支援
  - 体験・交流の機会創出
  - 多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援

#### 支援につながっていないこどもとその保護者・家庭への支援体制の構築

- 支援につながっていないこどもとその保護者・家庭へと支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげていく取組を強化
  - 地域における社会資源の創出
  - つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援
  - 困難を抱える若者への支援
  - 早期に支援につなげる仕組みの構築

## 第7章 個別施策集

- 第3章子ども施策に関する重要施策、第4章子ども・子育て支援事業計画、第6章子ども計画に関する指標について、各計画等に紐付けて整理する
- 子ども計画で取りまとめた施策がどの計画等に紐付く施策かを可視化

※第7章は、第3章～6章の作成後に各項目を入力する。

### 第7章 個別施策集

ここでは、第3章子ども施策に関する重要施策、第4章子ども・子育て支援事業計画、第6章子ども計画に関する指標について、子どもの貧困の解消に向けた対策計画、少子化社会対策、子ども・若者育成支援計画、子ども・子育て支援事業支援計画のどの計画（対策）に位置づけられる施策かを掲載しています。

#### 1 ライフステージを通じた重要施策

##### (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

第6章から  
転記

指標名	基準値	目標値
子どもの権利条約の認知度	—	
人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合（小中）	(小) 90.2% (中) 90.2%	

##### ア 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

第3章から転記

施策	具体的施策	子どもの貧困の解消に向けた対策計画	少子化社会対策	子ども・若者育成支援計画	子ども・子育て支援事業支援計画
① 子どもの権利に関する周知・啓発	子ども・若者への、子ども基本法、子どもの権利条約、子ども計画の情報提供・啓発	○	○	○	○
	子ども・若者が権利の主体であることの周知・啓発	○	○	○	○
② 人権教育の推進	人権教育に関する講話			○	
	体験活動への支援			○	
	道徳教育研究推進校の設定			○	
③ 子どもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築	「子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」の更なる普及啓発、各種相談窓口の周知及び連携強化			○	
	子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置			○	

該当する施策に○

## 第3章 こども施策に関する重要施策

### こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置

○3章-1-(1) (資料2 P50)

③こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築

→こどもの権利擁護に関わる既存の調査審議機関の権能や役割、所掌範囲等を踏まえ、こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組みます。

### 給食費

○3章-2-(2) (資料2 P81)

⑨学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化

→子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、段階的な取組として、中学生の給食費を対象とし、すべての市町村及び私立学校に支援していきます。

## 第5章 こども施策を推進するために必要な事項

### こども・若者の意見を政策に反映させる取組、各種審議会等への登用

○5章-1-(1) (資料2 P125)

②こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進

→こども・若者の意見を施策に反映させるこどもモニター等の取組を推進します。

③こども・若者の各種審議会等への登用

→庁内のこども施策に係る各種審議会等の委員に、審議会等の趣旨を勘案し、こどもや若者を登用するよう取り組むとともに、こども施策に係る各種審議会等におけるこども・若者委員割合の「見える化」に努めます。

# こども・若者の社会参画・意見表明の取組概要（第5章1に記載）

年齢区分

乳幼児期 → 学童期 → 思春期（中学生～18歳） → 青年期（18歳～30歳未満。施策によっては40歳未満）

小学生

中学生

高校生

大学生・  
専門学校等

～29歳

～39歳

こどもモニター（※）第5章1-(1)-②



学校や教育委員会等  
の取組事例の周知  
※※第5章1-(1)-②

こどもモニター

- ・こども若者の意見表明のサイトを開設
- ・小学生～29歳のモニターを募集し、サイトに登録
- ・モニター登録者に対し、こども施策に関する、意見を聴き、施策に反映

取組



ファシリテーター養成を  
通じた社会参画・意見表明

こども・若者の各種審議会等への登用

- ・各種審議会等の委員に、審議会等の趣旨を勸案し、こどもや若者を登用
- ・こども・若者委員割合の「見える化」

乳幼児期

学童期

思春期（中学生～18歳）

大学等との連携によるファシリテーター等の人材育成  
※第5章1-(3)

- ・大学生がファシリテーターとなり、乳幼児期、学童期、思春期から意見を聴くことなどを想定

審議会への登用  
（※）第5章1-(1)-③

こども・若者の年齢区分に応じた意見表明の取組の推進（こども基本法第11条）

- ✓ 計画の名称については、素案たたき台において「沖縄県子ども計画（仮称）」
- ✓ 沖縄県子ども・子育て会議（有識者）の委員から、名称について、「子ども計画」⇒「子ども・若者計画」とする、修正意見が出ている。
- ※ 「子ども」だけだと、どうしても「乳幼児期、学童期、思春期」を連想してしまう。  
「若者」を明記した方がよい。
- ✓ 当該計画は、支援の対象となる子ども・若者の範囲を以下のように定義しており、乳幼児期、学童期、思春期のみならず、青年期も対象としている。

## 第1章 6 計画に基づく支援の対象となる者

本計画における子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とし、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満の者も対象とする。）で区分します。

- ✓ 当該計画が、「青年期」までを対象とする計画であることを分かり易く示すため、計画の名称については、「沖縄県子ども・若者計画」とし、第3回子ども・子育て会議にて審議を行う。